スケトウダラ(太平洋系群)TACについて

1. 新たな管理法式を行うための前提条件

良好な来遊状況を踏まえ、関係漁業者が休漁、網数の削減等、自主的な漁獲 努力量の削減を行った上で、

- · 道南太平洋地域(渡島、胆振地域)において10月の実採捕日の1日当 たり採捕量が概ね500トンを越えること
- ・ 道南太平洋地域における11月の採捕見込量が、直前の推移から概ね9 千トンを超えると推定されること

の2点を満たすこと。

2. 今漁期の状況等

北海道による指導のもと関係漁業者は自主的な漁獲努力量の削減(隻数・網数・長さの削減、休漁等)を実施し、

- 10月の1日当たり採捕量は502トン(注)(注:3.1トン(24年10月の1日1隻当採捕量)×162隻(24年操業予定隻数))
- 11月の採捕見込量は9,287トン

となり、前提条件を満たすとともに、10月26日、北海道より水産庁に対して、1万トンの先行利用の要望がなされたとろである。

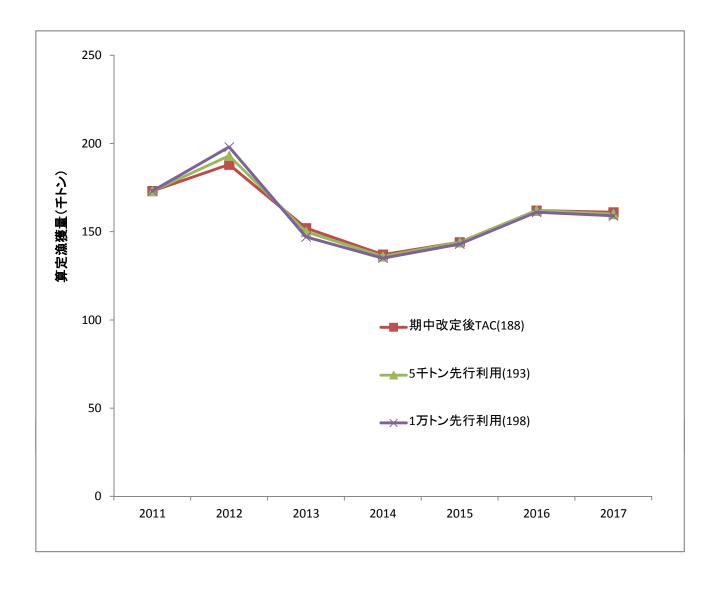
3. 先行利用した場合の資源への影響

別添のとおり、10千トンの先行利用した場合について、独立行政法人水産総合研究センターにおいてシミュレーションした結果から、期中改定後のTACと比較した2年後以降のABCの差は2千トン程度。

4. 先行利用の条件

- ① 先行利用量は1万トンを上限とする。
- ② 先行利用により使用した分については、次年度のTAC割当から削減するが、削減分は、激変緩和のため、5千トンを上限とし、残余分は次々年度に削減する。
- ③ ②のTAC割当量からの削減が実施されている間は新たな先行利用は行わない。

2012年漁獲量に対する将来算定漁獲量の推測



(単位: 千トン)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
期中改定後 TAC(188)	173	188	152	137	144	162	161
5千トン先行利用 (193)	173	193	150	136	144	162	160
1万トン先行利用 (198)	173	198	147	135	143	161	159

^{※2011}年は漁獲実績(173千トン)

^{※2013}年以降は今年の資源評価において親魚量を今後10年間望ましい水準に維持するとされる 漁獲圧(1.2Fcurrent)による漁獲量を算定

第48回資源管理分科会資料

資料 6

スケトウダラ(太平洋系群)TACについて

- 1. スケトウダラ(太平洋系群) TACについては、
 - 未成魚がロシア水域に分布回遊することがあるため、新規加入群の資源評価は 難しいこと
 - ・ 沿岸漁業の漁獲努力量等のデータが整備されておらず、直近の漁獲状況等の定量的判断が困難である

などの課題がある。

一方で、スケトウダラは寿命が10年以上と長いことから、高齢魚については、 その資源量動向の推定が比較的高水準で可能である。

- 2. また、特に沿岸漁業においては、漁期が数ヶ月と短い中で、水温等海況の変化によって、来遊状況が大きく変化している例が見られており、漁業現場は早期な資源 評価の精度の向上と機動的見直しを強く求めているところである。
- 3. このため、本系群については、
 - ① より正確な資源評価となるよう直近の漁獲データの収集に努め、必要に応じて 再評価が迅速に行い得るような体制を早期に整備するとともに、
 - ② ①の体制が整備されるまでの間、本系群の来遊状況に大きな変化が確認された場合には、

スケトウダラが長命であり、同一年級群を長期間にわたり利用する特性があることなどから、次の方式によりTAC制度の柔軟な運用に努めることとする。

【新たなTAC管理方式】

〇 前提条件

良好な来遊状況を踏まえ、関係漁業者が休漁、網数の削減等、自主的な漁獲努力量の削減を行った上で、

- ・ 道南太平洋地域 (渡島、胆振地域) において 10月の実採捕日の 1日当たり採捕量が概ね 500トンを越えること
- ・ 道南太平洋地域における11月の採捕見込量が、直前の推移から概ね9千 トンを超えると推定されること
- の2点を満たすこと。

O システム

上記の条件を満たし、北海道庁が先行利用を水産庁に要望した場合には、

- ① 先行利用量は1万トンを上限とする。
- ② 先行利用により使用した分については、次年度のTAC割当から削減するが、 削減分は、激変緩和のため、5千トンを上限とし、残余分は次々年度に削減す る。
- ③ ②のTAC割当量からの削減が実施されている間は新たな先行利用は行わない。
- ④ 先行利用した場合の将来の資源への影響が軽微であることが、科学的に説明可能であること

等を条件として、先行利用の可否を水産政策審議会に諮問する。

なお、沖合底曳網漁業についても、沿岸漁業とのバランスをとるため、沿岸漁業に先行利用を認めた場合には、漁業者の要望により対応を検討する。